

31 環活第 274 号  
31 水大第 639 号  
令和元年 10 月 25 日

各事業場代表者様

愛知県環境局長  
(公印省略)

自然災害による有害物質等の漏えい事故への対応について（通知）

本県の環境行政につきまして、日頃から御理解と御協力をいただきありがとうございます。

最近の台風や豪雨に伴う河川の氾濫、浸水被害により、油や有害物質等が流出する重大な事故が多く発生しています。

特に、令和元年 8 月には、佐賀県の鉄工所から大量の焼入れ油等が流出する事故が発生し、住宅や農地に多大な被害が出る事態となりました。また、同年 10 月には、福島県郡山市の複数のメッキ工場の生産ライン、薬品保管庫、地下ピット等からシアン化ナトリウムが流出する事故が発生し、近隣の住民が避難する事態となりました。

どちらの事故も周辺環境に多大な影響を与えたものであり、特にシアン化ナトリウムの流出については、人への健康被害が生ずるおそれのある重大な事故です。

事業者様におかれましては、近年多発している大規模な自然災害が発生した場合においても、油や有害物質等の漏えい事故が発生しないよう、未然防止の対策に万全を期してください。

なお、未然防止対策及び事故発生時の措置にあたっては、別紙の内容に御留意ください。

担当 (化学物質関係)

環境政策部環境活動推進課環境リスク対策グループ  
電話 052-954-6212 (ダイヤルイン)  
FAX 052-954-6914  
電子メール kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp

(水質汚濁防止法関係)

環境政策部水大気環境課水・土壤規制グループ  
電話 052-954-6222 (ダイヤルイン)  
FAX 052-961-4025  
電子メール mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

(別紙)

## 1. 化学物質の適正な管理関係

愛知県化学物質適正管理指針（以下「指針」という。）に基づき、自然災害による化学物質に係る事故についても、予防対策及び事故発生時の応急の措置を適切に実施してください。

特定化学物質等管理書（以下「管理書」という。）の提出対象事業所におかれでは、管理書における事故への対応について御確認いただき、必要に応じて記載を修正・追加してください。なお、管理書の記載内容を変更した場合は、特定化学物質等管理書変更提出書を、所管の事務所等へ提出してください。

(参考 URL)

- 化学物質と PRTR 一県条例についてー  
<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/jyourei/index.html>  
指針、管理書等の解説を御覧いただけます。
- 災害や事故に備えた化学物質管理について（2018 年度化学物質適正管理セミナー講演資料）  
<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/seminar/30jigyosyasiryo02.pdf>
- 環境省事業 化学物質アドバイザー  
<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>  
化学物質の管理手法等に係る専門家のアドバイスを受けることができます。

## 2. 水質汚濁防止法関連

自然災害に関わらず、事業場において事故が発生し、有害物質や油等を含む水が公共用水域に流出した、地下に浸透した場合には、水質汚濁防止法第14条の2の規定により、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を所管の事務所へ届出してください。また、日頃から薬品や油の取扱いや保管方法について十分御注意ください。

(参考)

**水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）抜粋**

(事故時の措置)

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

(第2項及び第3項では、第1項と同様に、水質汚濁防止法に規定する指定物質及び油を公共用水域又は地下に浸透させた場合も応急措置を講じ、その概要等を都道府県知事に届け出る必要があると規定されています。)

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(無過失責任)

第十九条 工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。